

医療管理ニュース Vol.85

スタッフ給与が増加している先生は必見！ 賃上げ促進税制について知ろう！

中小企業向け賃上げ促進税制とは

青色申告書を提出している中小企業等が、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

制度概要

一定の要件を満たせば、雇用者全体の給与等支給総額の前年度比増加額の15%～40%を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

通常要件：給与等支給総額が前年度と比べて1.5%以上増加 → 増加額の15%を税額控除
 上乗せ要件：給与等支給総額が前年度と比べて2.5%以上増加 → 税額控除率を15%上乗せ
 教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加 → 税額控除率を10%上乗せ

具体例

【A 歯科医院の場合】

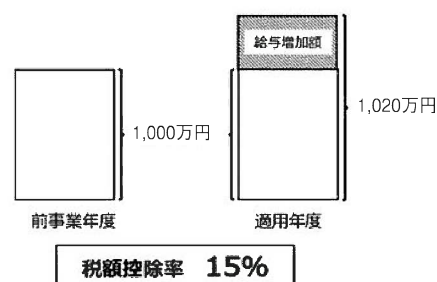
- ・前事業年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,000万円
- ・当年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,020万円

-計算式-

$$(1,020万円 - 1,000万円) \div 1,000万円 = 0.02$$

$$2.0\% \geq 1.5\%$$

→通常要件を満たしているので、15%（20万円×0.15=3万円）の税額控除になります。



【B 歯科医院の場合】

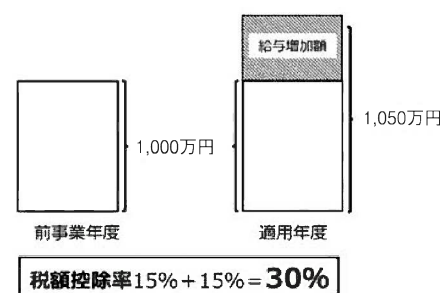
- ・前事業年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,000万円
- ・当年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,050万円

-計算式-

$$(1,050万円 - 1,000万円) \div 1,000万円 = 0.05$$

$$5.0\% \geq 2.5\%$$

→通常要件と上乗せ要件を満たしていることになります。この場合、通常要件の15%と上乗せ要件の15%を足して、30%（50万円×0.3=15万円）の税額控除になります。



【C 歯科医院の場合】

- ・前事業年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,000万円
- ・当年度にスタッフに支払った給与等の総額：1,100万円
- ・前事業年度にスタッフに対して行った教育訓練等の総額：200万円
- ・当年度にスタッフに対して行った教育訓練等の総額：240万円

-計算式-

給与について : $(1,100\text{万円} - 1,000\text{万円}) \div 1,000\text{万円} = 0.1$ $10\% \geq 2.5\%$

教育訓練費について : $(240\text{万円} - 200\text{万円}) \div 200\text{万円} = 0.2$ $20\% \geq 10\%$

→給与支給総額に対する通常要件と上乗せ要件、また教育訓練費に対する上乗せ要件の全てを満たしていることになります。この場合、通常要件の15%、上乗せ要件の15%と10%を足して、40% ($140\text{万円} \times 0.4 = 56\text{万円}$) の税額控除になります。

*教育訓練費

- ・ 医院で外部講師等を招聘して行う研修の費用、またスタッフのセミナー等への参加費用
- ・ 施設等を借りて研修を行うための費用など・・・

→ただし、院長とその家族、内定者等が参加する場合は対象外となります。

また、研修に伴う交通費や宿泊費、教材等の購入費用は含まれませんのでご注意ください。

令和4年度改正による主な変更点

- ✓ 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ（最大40%）
- ✓ 教育訓練費増加要件に係る明細書が「保存義務」へ変更
- ✓ 経営力向上要件は廃止

<ポイント>

過去の年度分についても更正の請求をすることで税金の還付を受けることが可能です。

教育訓練費に振り分けられる経費などは必ず確認しましょう。

詳細につきましては顧問税理士等にご相談ください。

詳しくは、

賃上げ促進

検索



(副委員長 丸濱功太郎)